

## 旭色プロジェクト推進業務委託仕様書

### 1 業務名

旭色プロジェクト推進業務委託

### 2 業務目的

この業務は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた、市内の消費喚起と交流人口の増加を図るため、令和2年度から実施している地域の魅力商品創出プロジェクト「旭色」のラインナップを拡充しつつ、本市の交流資源として定着させることを目的とし、企画運営、PRツールの制作、情報発信及びPRを委託するものである。

### 3 基本的な考え方

「旭色（あさひいろ）」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内を活性化させるため、令和2年度に初めて実施した、市内事業者による市の魅力を伝える新商品・新メニューを開発するプロジェクトである。事業者には、市の魅力である「いちじく」と「紅茶」を使った、「紅茶」に合う新商品やメニューを開発してもらい、それらを各お店や開発商品、尾張旭の魅力を表現した名称の「旭色」商品と名付け、インスタグラム投稿キャンペーンを行う等、令和3年2月9日の販売開始から、市内外に発信してきた。

また、令和3年7月～9月に、次なるキャンペーンとして、同じく市内事業者が開発した「ひんやり紅茶スイーツ」を、「旭色」商品と併せてPRすることにより効果促進を狙った、各店舗を巡るデジタルスタンプラリーを開催した。

キャンペーンや新聞・テレビ等のマスコミに取り上げられたこと等により、一定程度市民への認知が進み、多くの店舗では売上等に繋がったが、一方で新型コロナウイルス感染症の影響で来客数が減少しており、明確な効果が実感できない参加店もあった。「旭色」プロジェクトでは、市内から市外へ魅力が伝わり、市外から市内へ人が訪れるような、盛り上がりを目指しており、現在はその土台づくりの段階である。本業務は、こうした状況も踏まえつつ、「旭色」のラインナップを拡充し、消費者を飽きさせない工夫を行うとともに、「旭色」を本市の交流資源として市内外に定着させられるように、効果的な手法を活用したプロジェクトの推進を期待する。

### 4 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年3月30日（水）まで

### 5 業務内容

(1) 旭色プロジェクト推進のための企画運営

ア 受託者は、プロポーザルで採用した企画案の内、市と協議の結果、実施することとなったものについて、円滑に運営すること。その際、市の指示に応じて、修正・再立案に対応すること。

イ 運営に当たっては、市だけでなく、これまで「旭色」に携わってきた（一社）尾張旭市観光協会の意見も参考にすること。

ウ 企画内容は、効果的な情報発信、PR方法、イベント開催等、商品の販売促進や店舗への来訪に繋がるものであって、スケジュールや予算を考慮して、実現可能なものとし、本仕様書で必須としている業務を除き、詳細条件は定めない。

## (2) PRツールの制作

ア 受託者は、PRツールとして、少なくとも、リーフレット、ポスター、WEBサイトを制作すること。

イ リーフレットは、店舗及び開発商品を紹介するものとし、最低10,000部を印刷、納品すること。

ウ ポスターは、キャンペーンの概要を周知するものとし、最低200部を印刷、納品すること。なお、納品する全てのサイズが同一である必要はない。

エ 市によるリーフレット、ポスターの設置、配布等の対象は、尾張旭まち案内等の公共施設、参加店舗、各種イベント・観光展、各種協力団体、愛知県関連施設等を想定している。ただし、その他への設置、配布等についての提案を妨げるものではない。

オ WEBサイトは、本業務特設サイトに、店舗及び開発商品の紹介等を掲載し、広く情報を発信すること。この特設サイトについては、原則、市が別途委託する（一社）尾張旭市観光協会のサイト内にある現在の旭色のWEBサイト（<https://owariasahishi.com/asahiiro/>）と入れ替える形で、（一社）尾張旭市観光協会サーバーに設置するものとする。なお、同サーバーを使用して制作可能なWEBサイトの仕様等については、契約締結後に、（一社）尾張旭市観光協会と直接調整を行うこと。また、納品後（受託者との契約期間満了後も含む）も、市や観光協会により軽微な編集（テキストの書き換え、写真の入れ替え等）や管理運営が可能なものとする。

カ PRツール制作に必要な写真の撮影、取材、インタビュー等、原則として、受託者が企画し、必ず市の意向に沿ったものを、受託者主導で行うこと。店舗との取材日程の調整も受託者が直接行うこと。

なお、撮影した店舗及び商品等の宣材写真も、後記8(3)のとおり著作権は市に帰属するものとし、受託者は、データをCD等に記録した上で、市に納品するものとする。

キ 市が保有する写真が必要な場合等、市も適宜協力を行うものとする。

ク 受託者は、各種PRツールの原案を制作の上、本市に提出し、必要な都度、校正を行った上で、印刷するものとする。

ケ 受託者は、参加事業者の情報を記載するものについては、原則参加事業者の校正を1回以上受けること。なお、受託者の責により校正漏れ等が生じた場合は、事業者に対し、適切に対応すること。

コ 制作物の内、旭色参加事業者の店舗に設置するものについては、原則店舗への配布及び説明を実施すること。

(3) 情報発信及びPR

受託者は、各種SNSやプレスリリース、広告出稿、プレス発表お披露目会等から効果的な手法を用いて、消費者やマスコミ等に対し、広く情報発信及びPRを行うこと。

(4) その他

ア 旭色参加事業者（25～30程度を想定）の募集は、他の事業者へ別途発注するものとし、とりまとめた事業者のリストを本業務の受託者に提供する。

イ 全てのPRツール等の成果物について、契約期間満了日の令和4年3月30日（水）までに納品を終えること。

6 想定スケジュール

※ 現段階での想定であり、販売開始や旭色参加事業者等への影響に配慮しながら変更することは可能とする。

時期	内容
10月上旬	・参加事業者募集開始 ・旭色プロジェクト推進業務 プロポーザル開始
11月上旬	・参加事業者決定（開発開始）
11月下旬	・旭色プロジェクト推進業務 事業者決定
12月	・開発期間
1月上旬	・開発期間 ・PRツール制作開始
1月中旬	・開発期間 ・開発完了事業者から順次取材
1月末	・開発完了
2月下旬	・PRツール校了
3月上旬	・PRツール納品 ・特設WEBサイトオープン
3月中旬	・PRツール配布 ・プレスリリース等周知
3月下旬	・商品販売開始

## 7 「旭色」への事業者の参加条件（参考）

### (1) 事業者要件

市内に店舗又は事業所を有する飲食関係事業者であること。

### (2) 「旭色」の条件

開発する商品は、飲食に限るものとし、市内事業者は、次のア・イのテーマを満たす商品を開発するものとする。

#### ア 使用するもの

(ア) 紅茶に合う／紅茶を使った商品

(イ) 尾張旭市産のいちじく（加工品を含む。）を使った商品

#### イ 商品の形態

(ア) 店舗で提供するメニュー

(イ) お持ち帰り商品

(ウ) 遠方へのお土産やふるさと納税の返礼品等にできる日持ちする商品

ウ 原則、令和4年3月下旬を販売開始時期として、令和4年度の間、市内で商品を販売すること。ただし、店舗の方針や材料の旬等の実情に応じ、販売を行わない期間があってもやむをえないものとする。

エ 商品は、既存・新規・改良のいずれでも差し支えない。

### (3) 参加に係る費用

無料

## 8 その他

(1) 本業務の実施に当たり、関係法令、規則等を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報は除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、業務終了後も同様とする。

(3) 業務に当たり作成した成果品の著作権は、全て本市に帰属する。

(4) 本業務の範囲において、受託者と参加事業者との間で発生したトラブル等については速やかに対応し、本市にその結果を報告すること。ただし、緊急対応が必要となる場合については、本市と対応方法等を協議すること。

(5) 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を再委託又は請け負わせることができる。

(6) 本事業は国の交付金を活用して実施する可能性があるため、乙は、本事業に関して他の経理と区分して会計処理を行うものとし、支出内容を明らかにできるよう書類を作成の上、事業完了日の属する年度の終了後、5年間保存すること。

(7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と速やかに協議を行い、決定するものとする。